

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 24 回 2015 年 9 月

国家税務総局、租税条約の恩典享受に関する新規定を公布

本アラートの分析対象法規:

- 「非居住納税者による租税条約の優遇措置適用に関する管理弁法の公布に関する国家税務総局の公告」国家税務総局 [2015]60 号 (以下「60 号公告」)、国家税務総局、2015 年 8 月 27 日公布、及び同公告に関する「解釈」
- 「租税条約における『受益者』の解釈及び認定方法についての通知」、国税函 [2009]601 号通達 (以下「601 号通達」)、国家税務総局、2009 年 10 月 27 日公布
- 「租税条約における『受益所有者』の認定に関する公告」、国家税務総局公告 [2012]30 号 (以下「30 号公告」)、国家税務総局、2012 年 6 月 29 日公布
- 「中国大陸及び香港の租税取決め上の配当条項の適用に係る受益者に対する湖北などの省・市級国家税務局の取扱に関する意見」、税総函 [2013]165 号 (以下「165 号通達」)、国家税務総局、2013 年 4 月 12 日公布

60 号公告- 納税申告に自主評価をもって租税条約の恩典を確定

国家税務総局は、2015 年 8 月 27 日付で 60 号公告を公布した。当該公告は、非居住納税者が、中国において、租税条約及び国際運輸業に関する協定 (以下「租税条約」と総称) の恩典 (すなわち納税義務の軽減と免除) を享受するための手続きに関して大幅な簡素化を目的にしたものである。また併せて、納税者が、税務機関へ提出する新たな納税申告報告表についても同時公布した。どちらも 2015 年 11 月 1 日より発効である。

当該公告はまた、税務機関による従前からの「事前承認」を経た後でなければ、租税条約上の優遇措置を享受できなかった以前の通達 124 号と比べれば、その取り扱いは大きく改善された。まず、今回の新規定では、源泉徴収義務者は、配当、利子、ロイヤリティ及び財産収入に関して、租税条約に定めた源泉所得税率の優遇を適用する場合、或いは、非居住納税者がその他の租税条約における優遇条項 (例えば恒久的施設の優遇条項など) を適用する場合、今後、税務機関に事前承認を申請する必要性はなくなった。したがって、源泉徴収義務者は、非居住納税者が租税条約の恩典を享受できる基本的条件を満たしていると確認できる場合 (評価義務を負わない) には、源泉所得税の優遇税率を直接適用することができる。非居住納税者は記載した納税申告表と、関連する証明書類を整えて提出することにより、その他の租税条約での条項を適用できる。

当該公告は、納税者による「自主評価」を基にして、租税条約上の優遇措置の適用に関する申請手続きを簡素化させた。したがって、納税者にとっては、税務コンプライアンス・コストを低減させることになり、かつ、行政管理上においては、煩雑な手続きが簡素化されることになる。また、当該公告では税務機関による新しい「事後管理」プロセスが構築された。このプロセスは、中国の一般的租税回避防止管理弁法 (GAAR, General Anti-Avoidance Rule) と関連するものであり、新しい租税条約における恩典享受を適用するための報告表に記入された詳細情報に基づき実行されるものである。納税者は、依然として新規定においても、コンプライアンス要求を満たすため、要件を完備した証明書類を作成・提出することには変わりはない。本政策の実施後、租税条約の恩典享受に、より便利を与えることになり、外国投資者の中国からのクロスボーダー・プロフィットをリターン、さらにはクロスボーダー投資を奨励する効果を図っている。

本アラートの分析対象法規:

- 「非行政許可審査事項の取消に関する国务院の決定」、国発[2015]27号(以下「27号通達」、国务院、2015年5月10日公布)
- 「非居住者が租税条約の優遇措置を適用することに関する管理弁法(試行)」の印刷・発布についての国家税務総局の通知、国税発[2009]124号(以下「124号通達」、国家税務総局、2009年8月24日公布)
- 「サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出関連問題についての国家税務総局、国家外貨管理局の公告」、国家税務総局・国家外貨管理局公告2013年第40号(以下「40号通達」、国家税務総局及び国家外貨管理局、2013年7月9日公布)
- 「非居住者が適用する租税条約の優遇措置の管理弁法(試行)」関連問題についての国家税務総局の補足通知、国税函[2010]290号(以下「290号通達」、国家税務総局、2010年6月21日公布)
- 「非居住者企業が国際運輸業に従事することに係る徵税管理暫定弁法」の発布についての国家税務総局の公告、国家税務総局公告[2014]37号(以下「37号公告」、国家税務総局、2014年6月30日公布)
- 「中国大陸・香港特別行政区の所得に対する二重課税の回避及び脱税防止に関する取決め」に係る条文解釈と執行問題についての国家税務総局の通知、国税函[2007]403号(以下「403号通達」、国家税務総局、2007年4月4日公布)

60号公告の要点

租税条約の恩典の適用

当該公告は、非居住納税者(企業及び個人)の恩典の適用のため、申請手を統一し、下記2つの状況に対応するプロセスを定めた。

- 1) 中国国内源泉所得(例えば配当、利子、ロイヤリティなど)について源泉所得税を納付する必要がある、源泉徴収義務者が関連する租税条約の恩典享受の規定に従って源泉徴収を行う場合。
- 2) 租税条約の優遇措置を享受できる条件を有する非居住納税者は、(a)源泉徴収義務者(例えば恒久的施設の認定適用など)が存在しない場合、又は、(b)源泉徴収義務者により、納税者が享受できる租税条約の優遇措置を申告していないために、源泉所得税の還付申請を行う必要がある場合で租税条約の優遇措置を申請する場合。

源泉徴収義務者による租税条約の恩典享受の管理

上記(1)の場合では、非居住納税者は、自身が租税条約の優遇措置を享受できる条件を満たし、かつ、優遇措置の適用を申請する予定の場合、自ら源泉徴収義務者に申し出て下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 「非居住納税者の居住者身分情報報告表」(以下「居住者身分情報報告表」)。
- 2) 「非居住納税者による租税条約の恩典享受に対する状況報告表」(以下「A—D状況報告表」)。
- 3) 租税条約の相手締約国の管轄税務機関により、納税申告又は源泉徴収申告の前に暦年が開始以後に交付された居住者身分証明書。なお、租税条約上において国際運輸に関する協議条項の優遇措置を適用する企業又は個人の場合は、法人証明書又はパスポート・コピーで代替が可能。
- 4) 取得した所得の所有権を証する書類(例えば契約書、協定書、董事会、又は株主総会決議、支払伝票など)。
- 5) その他の租税法規で要求される非居住納税者が租税条約の恩典を享受するため、或いは国際運輸業に関する協定の優遇措置を享受するために提出が必要となる証明書類など。非居住納税者が自ら適用条件を満たしていることを証明する資料を提出できる。

なお、「居住者身分情報報告表」と「A—D状況報告表」には個人用式と企業用式があり、非居住納税者は該当する報告表に本表が源泉徴収義務者の源泉徴収に適用される旨を明記しなければならない。

- A表には配当、利子及びロイヤリティなどの所得が含まれる。
- B表には恒久的施設及び事業所得などが含まれる(個人用B表の記入対象範囲は独立個人役務を含む)。
- C表には財産収入及びその他所得が含まれる。
- D表には、租税条約上の国際運輸の条項に係る優遇措置、又は国際運輸業に関する協定が含まれる(個人用D表の記入対象範囲は非独立な個人役務、芸能人、スポーツ選手、年金、政府サービス、教師、研究員、学生など)。

また、60号公告の「解釈」で強調されているとおり、源泉徴収義務者は、非居住納税者から提出された資料について、その網羅性と報告表における非居住納税者の宣言(証明用の補足資料がある場合)が、租税条約の優遇措置の基準に合致していることを確認する必要がある。その後、源泉徴収義務者は、租税条約上の優遇税率に基づいた源泉所得税を徴収して管轄税務機関に関連する資料とともに提出と申告を行わなければならない。

本アラートの分析対象法規:

- 「中国大陸・香港特別行政区の所得に対する二重課税の回避及び脱税防止に関する取決め」に係る居住者身分認定の執行に関する国家税務総局の公告、国家税務総局公告 2013 年第 53 号(以下「53 号公告」)、国家税務総局、2013 年 9 月 13 日公布
- 「非居住者企業所得税の源泉徴収管理暫定弁法」の印刷・発布に関する国家税務総局の通知、国税発[2009]3 号(以下「3 号通達」)、国家税務総局、2009 年 1 月 9 日公布
- 「非居住納税者の租税居住者身分情報報告表」の企業・個人用報告表及び記載方法の説明
- 「非居住納税者による租税条約の優遇措置の適用に係る状況報告表」企業・個人用報告表(A 表)及び記載方法の説明
- 「非居住納税者による租税条約の優遇措置の適用に係る状況報告表」企業・個人用報告表(B 表)及び記載方法の説明
- 「非居住納税者による租税条約の優遇措置の適用に係る状況報告表」企業・個人用報告表(C 表)及び記載方法の説明
- 「非居住納税者による租税条約の優遇措置の適用に係る状況報告表」企業・個人用報告表(D 表)及び記載方法の説明

租税条約の恩典享受に対する管理面では、源泉徴収義務者の審査、閲覧(例えば A 表第 3 セクションなど)に供するため、上記の「A—D 報告表」に特定部分の表記が必要となる。しかし、源泉徴収義務者は、報告表においてその他のセクションの情報を勘案する必要はない。また、中国が外国と締結したすべての租税条約、ならびに関連する規定において、その僅差をカバーするための「源泉徴収義務者の使用情報」のセクションは、既に調整されたものとなっている。

次いで、非居住納税者は、A 表の記載に際しては、該当項目のチェックボックスにチェックを記すことで、租税条約の恩典享受申請の受益者身分を宣言することになる。このため、A 表で明記する「受益者」とは、所得又は取得した所得の源泉となる権利、或いは財産の所有権と支配権を有する人である。また、非居住納税者は下記の内容に対し説明責任を負わなければならない。

- 所得又は所得の源泉となる財産或いは権利に対する支配権と処分権を有する場合: 記載方法の説明から非居住者が自らの意思で所得の源泉となる財産、又は権利ならびに所得を支配できるか否か(すなわち支配権又は処分権を行使する際にいかなる関連者或いは非関連の第三者からも影響を受けないこと)に基づいて判断する。
- 所得又は所得の源泉となる財産或いは権利に対しリスクを負担する場合: 記載方法の説明から非居住納税者は、取得した所得の源泉となる財産或いは権利又は所得が、各種の不確実な要因から受けるリスクを負担するか否かに基づいて判断する。
- 租税条約の軽減と免税の恩典を獲得するため、該当の所得の源泉となる権利或いは財産に対して特別な取決めを行っていない場合: 記載方法の説明から中国の一般的租税回避防止管理弁法(GAAR)に関する問題を中心にして、非居住納税者が、非合理的な商業目的による租税条約上の恩典を獲得、租税条約の濫用、非居住者による中国での納税義務の軽減或いは回避を行ったか否かに基づいて判断する。

次いで、非居住納税者は、該当する項目のチェックボックスにチェックを記して、宣言の文書に自ら署名し、かつ、関連する所得の受益者身分と租税条約上の恩典の享受が適用されるためには、自ら所得の源泉となる権利に対しても特別な取決めを行っていないことを確認しなければならない。

60 号公告によると、非居住納税者は、源泉徴収義務者に提出する資料ならびに報告表に不備がある場合、或いは租税条約の恩典享受の条件に合致していない場合には、源泉徴収義務者は、中国国内の税法規に従って源泉徴収しなければならない。さらに注意すべき点では、非居住納税者は、報告表に記載した情報、及びその他の資料に対しても真実性と正確性の責任を負っている。そのため、源泉徴収義務者は、非居住納税者の報告表及び資料を前提に、租税条約の条項に則って源泉徴収を行う場合でも上述の非居住納税者の責任が変更されることはない(源泉徴収義務者は、非居住納税者の提供した報告表及び資料の信義誠実の原則に従い租税条約の恩典享受の適用の申請を行う場合では、税金の過少納付による最終的な責任は、非居住納税者が負うことになり、源泉徴収義務者が該当するリスクを負担することはない)。

非居住納税者による直接の申告

非居住納税者は、源泉徴収義務者が代理して申告を行うほかに直接、税務機関に上述の資料を提出して、かつ、報告表の該当の項目のチェックボックスにチェックを記し、租税条約の恩典享受の自主申請を行う、或いは税還付申請を行うことも可能である。当該公告は、税還付に対して明確に規定している。税務機関は、申請を受理してから 30 日以内に審査を完了させなければならない。なお、税還付申請では、税収徴収管理法に定められた期限内(通常は納税の後 3 年以内)であれば、いつでも提出が可能であり、また、非居住納税者を代理して、源泉徴収義務者も税還付申請を行うことができる。

資料の提出要求と期間

資料の提出要求する期間は、適用条文により異なるがそれぞれ下記のとおりとなる。

- 非居住納税者は、租税条約上の財産収入、芸能人、スポーツ選手、その他所得に関する条項の恩典を適用する場合、毎回、所得の取得の都度に関連する資料を提出しなければならない。

- 非居住納税者は、1)租税条約上の恒久的施設及び事業所得、国際運輸、配当、利子、ロイヤリティ、年金などに関する条項の優遇を適用する、2)国際運輸業に関する協定上の優遇措置を適用する場合、該当する納税年度の最初の納税申告の際、または源泉徴収義務者が該当する納税年度の最初の源泉徴収申告を行う際に、関連する報告表と資料を提出しなければならない。なお、租税条約の優遇措置の適用条件を満たし、かつ報告された情報に変化がない場合は3年に1回、必要資料を提出することで足りる。
- 非居住納税者が、独立個人の役務、給与所得、政府サービス、教師及び研究員、学生に関する条文上の優遇措置を適用する場合、租税条約の優遇措置の適用条件を満たし、かつ報告された情報に変化がない場合は、関連する資料を一括して提出することができる。

ただし、非居住納税者は、その状況に変化が発生して租税条約の恩典享受の適用条件と合致しなくなった場合、税務機関(或いは源泉徴収義務者)に通知のうえ、変化の発生した日から直ちに関連する恩典享受を中止しなければならない。また、源泉徴収義務者においては、非居住納税者が恩典享受の適用条件に合致しなくなったことを知った時点から、租税条約の恩典享受の適用を直ちに中止しなければならない。同じく、非居住納税者の税金が過少納付であった場合、自主的に、税務機関に税金の追納の申告を行わなければならない。

一方、非居住納税者の状況に変化が発生したものの、租税条約の恩典享受に影響しない場合、次回の申告時に、報告表の更新(税務機関に直接に提出或いは源泉徴収義務者による代行)を行うことができる。なお、優遇措置の適用申請に先立ち、既に税務機関に関連する契約書、協議書、董事会決議又は株主総会決議、支払伝票などの証明書類を提出した場合、再度の提出の必要性はないものの、税務機関に対し、提出済みの詳細情報について報告しなければならない。

税務機関による事後管理

60号公告に基づき、租税条約の恩典享受に係る事前の審査、届出の要求は取り消されるため、今後は、各級の税務機関による非居住納税者に恩典適用に係る「事後」の管理が強化される。租税条約及び国際運輸業に関する協定を適切に執行し、租税条約の濫用及び租税回避のリスクを防止することになる。このため、税務機関は、後続管理と税還付などの審査に際して、報告表及び関連書類を根拠とする非居住納税者の租税条約の恩典享受の適用条件を満たすことを証明できない、又は、非居住納税者に租税回避の嫌疑が存在すると判断した場合、税務機関は、非居住納税者或いは源泉徴収義務者に対して、他の補足資料の提出及び調査への協力を要求することになる。調査への協力を拒否する場合、租税条約の恩典享受の適用条件に合致していないと見なされることになる。

また、税務機関の事後管理では、提出された租税条約優遇報告表に記載の情報を詳細を参考できる。この報告表には、「税務機関管理情報の収集」という特定セクションがあり、当該セクションに含まれる情報には、源泉徴収義務者が考慮すべき情報よりも、さらに多くの情報が記載されており、また、源泉徴収義務者に関連する情報と異なる部分でも詳細に列記されている。

さらに、税務機関は、事後管理或いは税還付の審査に際して、非居住納税者が租税条約における恩典享受が可能か否かについての的確に判定できない場合、上級税務機関に報告しなければならない。さらにまた、相互協議手続(MAP)又は情報交換手続(EOI)を実施する必要がある場合でも関連規定に準じることになる。また、60号公告によると、地方税務機関が納税者又は源泉徴収義務者に対して補足資料の提出を求めたり、又は上級の税務機関に報告する、或いはMAPやEOI手続きの実施が既に始まった場合、30日間の税還付期間は不適用となる。ただし、税務機関は、書面をもって納税者に関する決定事項とその理由について通知しなければならない。

また、税務機関は、事後管理において、非居住納税者が優遇措置の適用条件を満たさないものの、恩典享受に伴って税金の過少納付、或いは不納付に気づいた場合、非居住納税者に対して、指定の期限付きで追納課税を通知しなければならない。非居住納税者は、指定された期限までに税金の追納を行わない場合、管轄税務機関は、中国を源泉とする当該非居住納税者のその他の所得から税金を追徴できる、或いは税收徴収管理弁

法の関連規定に従って強制的な措置を講じることができる。税務機関は、租税条約或いは中国の税法規の一般租税回避防止管理弁法(GAAR)に準じて、租税回避防止の調査を実施することができる。

移行期間の取決め

2015年11月1日の発効に先立ち、既に関連規定に従って申請手続きを完了し、恩典享受の適用の承認を得た納税者は、引き続き恩典を受けることができる。しかしながら、発効日前に発生したものの、税務上の処理がまだ行われていない事項は当該通達が適用されることになる。また、60号公告の発効をもって租税条約の優遇措置に関連する124号通達と290号通達の全文、ならびに国際運輸業に関する協定に関連する37号公告の一部条項は、同時に廃止されることになり、これら通達の内容は、当該60号公告をもって代替されることになる。

また、中国大陸と香港間の租税取決めに関する403号通達及び53号公告も同時に廃止された。403号通達では、特殊な取決めが規定され、即ち中国の地方税務機関が租税条約の優遇措置を申請する香港居住納税者の要請に応じて「推薦レター」に署名、交付し、同納税者はこのレターを香港税務局(IRD)に提出する。IRDは租税居住者身分証明を交付する前に、このレターを審査する必要がある。一方、53号公告では上述の規定を緩和し、企業或いは個人が香港の法人証明書或いは身分証明書を以て租税条約の優遇措置を申請することを許可した。中国の地方税務機関は不審と思われるケースにおいてのみ、租税居住者の身分証明書の提出を求める(詳細は、KPMG チャイナタックスアラート2013年10月第29回を参照)。60号公告の規定によると、現在、香港居住納税者はその他の非居住納税者と同じように、租税居住者身分証明書を提出する必要があり、「推薦レター」の制度は廃止された。

KPMGの所見

60号公告は、租税条約の恩典を享受するための手続きに関する規定としては、大きく前進したものであり、また、外国投資者にとっては、中国における投資と商業活動に大いに役立つだろう。そのため、税務機関は、事前の審査制度の廃止から、新しい租税条約における恩典の規定に際して、これまで、恩典享受の適用に関しては、決まった手続き規定もなかったことから、外資系銀行を通して中国から海外に送金する場合に手続きは煩雑だった。今回の新規定で定められた手続きは、送金手続きの簡素化に大いに寄与すると見込まれる。しかし、新規定には様々な重要課題を含んでおり、効果的な税務管理を実現するためには、慎重に対応しなければならない。

- 事前の審査承認手続きの廃止を決定した後では、税務機関は事後管理を強化させるため、源泉徴収義務者ならびに納税者に新たな課題をもたらす可能性がある。とりわけ、納税者は、自主評価に際してはより慎重に対応しなければならない。租税条約の恩典享受のための申請の適格性を保持するための大きな責任を負うことになるだろう。
- 源泉徴収義務者は、租税条約の恩典の享受を申請する非居住納税者から提出された資料の完全性、及び非居住納税者の報告表における宣言(補足資料を証明書類とするなど)が恩典享受の適用条件を満たしているか否かを確認しなければならない。注意すべきことは、国家税務総局は、源泉徴収義務者に対し、租税条約の恩典享受の適用に係る申請資格の評価義務を課したのではなく、管理責任に限定したことである。これは、租税条約の恩典享受の適用評価の義務を課すことであれば、源泉徴収義務者が負担するリスクに大きな不確実性をもたらすことになり、それにより、租税条約に定められた恩典適用の協力を拒否することにつながりかねないことである(中国税務機関の税金還付システムに大きなプレッシャーを及ぼす)。当該60号公告の規定を検討する際に、私たちKPMGは、国家税務総局に当該意見を伝えたことがある。国家税務総局が最終的に源泉徴収義務者に過大な負担を課さなかったことは幸いであった。

しかし、詳細な分析を行わなければ、納税者報告表における関連事項の宣言の真実性を確かめることは難しく(例えば受益者)、しかも、その判断には、一定の主観性が含まれることになる。このような場合、国家税務総局は、源泉徴収義務者は如何にして、彼らの要求を満たせることができるか、そのことを明確にしておかなければならず、また、税務機関が後において、納税者が租税条約の恩典享受の適用条件

に合致しないと判断したとしても、源泉徴収義務者は、そのことよって処罰されることがないように取り計らうべきである。

- 税務機関による対外支払への事前審査、或いは、租税条約の恩典享受の事前承認に関する証明書類がない場合、外貨取扱銀行は、これまで海外への送金に慎重に対応していた。国家税務総局及び国家外貨管理局は、税務機関或いは銀行などに対し、より明確なガイドラインを定められることが期待される。
- 従来から法人証明書の使用に頼っていた香港企業の場合、今後、あらゆるケースにおいて、居住者身分証明書の使用に適応できるよう、業務プロセスを変更する必要がある。
- 納税者は、税務機関による事後管理の動向について引続き注目する必要があり、国家税務総局の公告及び解釈で言及された詳細な措置は、別途に規定、公布される予定である。

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

**Beijing/Shenyang
David Ling**

Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Tianjin

Eric Zhou
Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

**Qingdao
Vincent Pang**

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

**Shanghai/Nanjing
Lewis Lu**

Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

**Chengdu
Anthony Chau**

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Hangzhou

John Wang
Tel. +86 (571) 2803 8088
john.wang@kpmg.com

**Guangzhou
Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

**Fuzhou/Xiamen
Maria Mei**

Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

**Shenzhen
Eileen Sun**

Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

**Hong Kong
Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Tony Feng

Tel. +86 (10) 8508 7531
tony.feng@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Helen Han

Tel. +86 (10) 8508 7627
h.han@kpmg.com

Naoko Hirasawa

Tel. +86 (10) 8508 7054
naoko.hirasawa@kpmg.com

Josephine Jiang

Tel. +86 (10) 8508 7511
josephine.jiang@kpmg.com

Li Li

Tel. +86 (10) 8508 7537
li.li@kpmg.com

Thomas Li

Tel. +86 (10) 8508 7574
thomas.li@kpmg.com

Simon Liu

Tel. +86 (10) 8508 7565
simon.liu@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Alan O'Connor

Tel. +86 (10) 8508 7521
alan.oconnor@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shirley Shen

Tel. +86 (10) 8508 7586
yinghua.shen@kpmg.com

Joseph Tam

Tel. +86 (10) 8508 7605
laiyi.tam@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Jessica Xie

Tel. +86 (10) 8508 7540
jessica.xie@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Sheila Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7507
sheila.zhang@kpmg.com

Tiansheng Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7526
tiansheng.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Eric Zhou

Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

Alan Garcia

Tel. +86 (21) 2212 3509
alan.garcia@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Dylan Jeng

Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Michael Li

Tel. +86 (21) 2212 3463
michael.y.li@kpmg.com

Christopher Mak

Tel. +86 (21) 2212 3409
christopher.mak@kpmg.com

Henry Ngai

Tel. +86 (21) 2212 3411
henry.ngai@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Janet Wang

Tel. +86 (21) 2212 3302
janet.z.wang@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Henry Wong

Tel. +86 (21) 2212 3380
henry.wong@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Bruce Xu

Tel. +86 (21) 2212 3396
bruce.xu@kpmg.com

Jie Xu

Tel. +86 (21) 2212 3678
jie.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Hanson Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3318
hanson.zhou@kpmg.com

Michelle Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Lilly Li

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Lu Chen

Tel. +86 (755) 2547 1068
lu.l.chen@kpmg.com

Vivian Chen

Tel. +86 (755) 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com

Sam Fan

Tel. +86 (755) 2547 1071
sam.kh.fan@kpmg.com

Joe Fu

Tel. +86 (755) 2547 1138
joe.fu@kpmg.com

Ricky Gu

Tel. +86 (20) 3813 8620
ricky.gu@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
jean.j.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Donald Lin

Tel. +86 (20) 3813 8680
donald.lin@kpmg.com

Grace Luo

Tel. +86 (20) 3813 8609
grace.luo@kpmg.com

Maria Mei

Tel. +86 (592) 2150 807
maria.mei@kpmg.com

Eileen Sun

Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Michelle Sun

Tel. +86 (20) 3813 8615
michelle.sun@kpmg.com

Bin Yang

Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Lixin Zeng

Tel. +86 (20) 3813 8812
lixin.zeng@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayasha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Yvette Chan

Tel. +852 2847 5108
yvette.chan@kpmg.com

Rebecca Chin

Tel. +852 2978 8987
rebecca.chin@kpmg.com

Matthew Fenwick

Tel. +852 2143 8761
matthew.fenwick@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Sandy Fung

Tel. +852 2143 8821
sandy.fung@kpmg.com

Stanley Ho

Tel. +852 2826 7296
stanley.ho@kpmg.com

Daniel Hui

Tel. +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Kate Lai

Tel. +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com

Jocelyn Lam

Tel. +852 2685 7605
jocelyn.lam@kpmg.com

Alice Leung

Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Steve Man

Tel. +852 2978 8976
steve.man@kpmg.com

Ivor Morris

Tel. +852 2847 5092
ivor.morris@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Benjamin Pong

Tel. +852 2143 8525
benjamin.pong@kpmg.com

Malcolm Prebble

Tel. +852 2684 7472
malcolm.j.prebble@kpmg.com

Nicholas Rykers

Tel. +852 2143 8595
nicholas.rykers@kpmg.com

Murray Sarelius

Tel. +852 3927 5671
murray.sarelius@kpmg.com

David Siew

Tel. +852 2143 8785
david.siew@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Wade Wagatsuma

Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +852 2685 7791
lachlan.wolfers@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Adam Zhong

Tel. +852 2685 7559
adam.zhong@kpmg.com

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2015 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.